

前橋市監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、建設部の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和2年1月17日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監

令和2年1月17日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前橋市議会議長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	藤 江 彰
同	富 田 公 隆

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査対象部局

建設部

道路建設課、道路管理課、東部建設事務所、公園緑地課、公園管理事務所

2 監査期間

令和元年11月25日から令和2年1月17日まで

3 監査対象

令和元年度における財務に関する事務の執行。ただし、必要に応じて平成30年度も対象としました。

4 監査方法

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

監査に当たっては、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点項目として定めました。

- (1) 補助金等交付事務について
- (2) 契約事務について
- (3) 財産管理事務について
- (4) 債権管理事務について
- (5) 現金取扱事務について
- (6) 雇用管理事務について
- (7) 管外出張事務について

5 監査結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 建設部道路建設課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 建設部道路管理課（指摘事項1件、要望事項1件）

ア 契約事務について（指摘事項）

放置自転車等保管場所機械警備業務ほか複数の業務の契約書において、契約規則第53条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 少額工事の事務処理手順及び定められた様式の使用について（要望事項）

後退道路整備工事（6号）ほか6工事において、工事の発注、契約に当たり、下記の事項が見受けられたことから、少額工事の発注並びに契約を締結する際は、少額工事事務処理要領を遵守し、工事の性質及び内容等を勘案した上で、少額工事の事務処理手順のうち適用する事務処理を仕様書などで明確にするとともに、前例踏襲をすることなく、要領に従った適切な事務手続きが行われるよう検討されたい。

(ア) 後退道路整備工事の事務処理手順及び定められた様式の使用について

後退道路整備工事（6号）、後退道路整備工事（7号）において、少額工事の事務処理手順のうち簡易工事による事務処理手順で行うべきところ、工事請負請書の徴取以降の工事完成通知書や工事完成引渡書の受領に当たり、改正前の旧要領による事務処理が行われていた。また、使用されていた工事請負請書は、要領で定める少額工事請負請書の様式を変更した任意の書式を使用していた。

(イ) 小規模工事で使用する工事請負請書について

永明地区側溝新設工事（道水第7号）において、少額工事の事務処理手順のうち小規模工事の事務処理で定められた工事請負請書を受領すべきところ、簡易工事で使用する少額工事請負請書を受領していた。

(ウ) 緊急工事の事務処理手順及び定められた様式の使用について

道水路緊急工事（第217号）ほか3工事において、契約時に工事の内容を記載した仕様書が添付されておらず、適用はいずれの要領による事務処理手順となるのかが不明であった。また、使用されていた工事請負請書は、要領で定める少額工事請負請書の様式を変更した任意の書式を使用しており、工事（修繕）完了届は改正により廃止された旧様式を使用していた。

(3) 建設部東部建設事務所

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 建設部公園緑地課

財務の執行に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 建設部公園管理事務所（指摘事項5件、要望事項3件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

公衆便所清掃業務（その他コース）ほか複数の業務において、予定価格調書が封筒に入れて保管されておらず、秘密の保持が確保できていなかった。

契約規則、契約事務取扱規程及び役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 契約書の記載事項について

大胡ぐり一んふらわー牧場除草清掃等業務ほか複数の業務の契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項の部分が記載されていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(ウ) 契約の締結について

荻窪公園休憩施設開錠施錠業務、道の駅「ふじみ」施設管理業務、敷島公園ばら園駐車場警備業務において、業務を委託しているにもかかわらず契約を締結していなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(エ) 長期継続契約について

前橋公園「親水・水上ステージゾーン」水景施設維持管理業務、嶺公園水の広場清掃業務において、委託期間は平成30年度から3年間の長期継続契約としているが、本業務は年数回の清掃業務であり、長期継続契約に係る契約事務運用指針では継続的でない業務は長期継続契約の対象とならない契約としている。

同運用指針にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(オ) 変更契約について

身近な公園浄化槽清掃及び、保守点検業務（第1号）ほか複数の業務において、契約金額を変更していたが、変更契約書を取り交わしていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(カ) 委託料等の支出事務について

公園管理事務所機械警備等業務ほか複数の業務において、請求を受けているにもかかわらず、支出手続きを怠り、支払が遅延しているものが複数あった。なお、平成30年度においても同様に支払の遅延が見受けられる状況であった。

請求書の提出を受けた際は、直ちに事務処理手続きを行い、支払遅延をすることがないように支出事務の管理を徹底されたい。

イ 歳入の徴収事務委託契約について（要望事項）

敷島公園ボートの使用料徴収事務において、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき私人に歳入の徴収事務を委託しているが、受注者から提出された請書では、徴収した使用料の市への払込期日や払込方法、敷島公園ボート利用券発行取扱規則で定めるボート利用券売上精算書等の提出期日や提出方法について定めていなかった。

現在は、過去からの慣例等により払込みが遅れる等の事態に至っていないが、公金の市への払込みや売上の根拠となる資料の提出について、適切な事務手続きを確保するため、契約書において明文化するなど、適正な使用料徴収事務となるよう検討されたい。

ウ 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 設置許可の手続きについて

都市公園における自動販売機の設置において、設置許可申請書の提出を受けておらず、公園施設の設置許可の手続きを行っていないものがあった。

都市公園法、公園条例及び公園条例施行規則にのっとり適正な事務処理となるよう改善されたい。

(イ) 許可物件の管理について

都市公園における公園施設の設置許可において、設置者や設置期間等をデータ入力し管理しているが、平成30年度以降データの更新をしておらず、適正に管理しているとは言い難い状況であった。

公園管理者として設置状況を常に把握しなければならないが、設置期間は最長で10年に及ぶものがあり、現在の状況では、期間の経過や担当者

の変更などにより、許可期間経過後も適切な処理が行われないうまま放置されてしまうおそれがあるため、適正に許可物件を管理していくよう改善されたい。

(ウ) 使用料の算定について

都市公園における公園施設の設置使用料において、公園条例で定める上限を超えて徴収しているものがあつた。

公園条例にのっとり適正な事務処理となるよう改善されたい。

(エ) 減免手続きについて

都市公園における使用料の減免手続きにおいて、ほとんどの事案で公園条例施行規則に定める減免申請書の提出を受けていなかった。また、前回監査の要望事項を受けて制定した減免基準に基づいた減免処理も行っておらず、さらには、減免についての意思決定を行わずに減免しているものもあつた。

使用料は、受益者負担の原則に基づき、利用者から公平かつ公正に徴収することが原則であるが、公園条例において例外的に、市長が特に必要があると認められる場合において減免ができるとしていることを踏まえ、減免申請書の提出を徹底するとともに、減免理由や減免の適否を減免基準に基づいて明らかにした上で意思決定を行うなど、減免の手続きを厳正に行うよう改善されたい。

(オ) 備品の管理について

備品の管理において、すでに廃棄済であるが不用の決定及び廃棄の事務処理を行っていないものや設置場所の登録が実際の設置場所と相違しているものが見受けられた。

備品は市の貴重な財産であることを再認識し、備品の配置状況を再確認した上で、早急に必要な事務処理を実施し、物品管理者のもと適正な管理に努めるとともに、財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

エ 財産管理事務について（要望事項）

(ア) 減免基準の見直し及び活用について

都市公園における使用料徴収事務において、前回監査における要望事項を受け、平成28年度末に減免基準を制定しているが、その範囲が限定的であるため、その他の従前から減免している多くの案件については、依然として明確な減免基準がないまま処理せざるを得ない状況であつた。また、減免基準の内容を事務担当者が承知しておらず、減免の意思決定においても減免基準を活用している事例は見受けられなかった。

都市公園における許可行為については、公園施設の設置許可、公園施設以外の工作物の占用許可や行為の制限に係る使用許可など多岐に渡るため、従前からの事例など想定される減免事由を整理し、減免基準への適用を検討するとともに、策定した減免基準に基づいた減免処理を行うなど適正な減免処理の手続きとなるよう努められたい。

(イ) 適正な使用料の算定及び減免手続きについて

前項で都市公園における公園施設の設置に係る使用料において、公園条例で定める上限を超えた徴収について指摘したところであるが、その算定方法は行政財産使用料条例に準じていることから、公園条例で定める使用料の上限額が現状にそぐわないことも考えられる。また、減免手続きにお

いて、減免申請書の提出を徹底するよう指摘したところであるが、同条例施行規則で定める減免申請書の様式は許可を受けた後でなければ減免申請をすることができない仕様となっており、数多くの許可行為を行っている状況に鑑みると、申請者だけでなく、事務担当者の負担も大きいものと思慮される。

公園管理者として適正な都市公園の管理が実施できるよう、他自治体の実施状況を研究するなどし、公園条例及び同条例施行規則様式の見直しを検討するなど適切な使用料の算定及び効率的な減免手続きとなるよう努められたい。

オ 債権管理事務について（要望事項）

複数年に渡り継続して占用許可している物件において、使用料を年度ごとに徴収しているが、今年度分の使用料について、12月の聴き取り調査時点で調定していないものが複数あった。

現在、都市公園を占用許可しているにもかかわらず使用料を徴収していない状況であることから、年間の使用料を一括して調定する場合には年度当初に行い、早期納入に努めるよう検討されたい。

カ 現金取扱事務について（指摘事項）

(ア) 収入事務受託者による市への払込みについて

大胡ぐり一んふらわー牧場のバンガロー使用料徴収事務において、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき私人に歳入の徴収事務を委託しているが、収入事務受託者が使用者から受領した使用料の一部が市へ払い込まれていないものがあった。

また、収入事務受託者から市へ毎月提出している月報においては、払い込まれていない金額も含めて報告していることから、市担当者が月報の金額と収納金額を突合することで容易に誤りが発見できたものであるが、その確認を怠っていた。

収入事務受託者に対し、複数人によるチェック体制を整えるなど使用料徴収事務における確実な実施体制を再構築するよう指導するとともに、市においても収入事務受託者から提出される月報の確認はもとより、使用許可申請書との突合を行うなど使用料の払込み漏れがないよう確認体制を整えるなど適正な使用料徴収事務となるよう改善されたい。

(イ) ボート利用券の管理について

敷島公園ボート利用券において、会計室へ報告している利用券等使用状況報告書に記載された翌月繰越数と実際の残数が一致していなかった。また、敷島公園ボート利用券発行取扱規則で定める、利用券を受注者に交付する際のボート利用券受払簿を作成しておらず、ボート利用券売上整理簿の出納員による定期的な検査も行っていなかった。

残数が不一致となった原因を早急に究明するとともに、ボート利用券は金券であるため、厳密な事務処理を行う必要があることから、適正な管理を行うよう改善されたい。

キ 指定管理者への優待券等の精算について（指摘事項）

温水利用健康づくり施設（あいのやまの湯）の平成29年度及び平成30年度に使用された優待券等の精算において、年度協定書では、使用された枚数に応じた金額を請求に基づき支払うと定めているが、利用実績があるにもかかわらず、12月の聴き取り調査時点で支払っていなかった。

指定管理者に対して早急に請求書の提出を求め、年度協定書にのっとり支払われたい。

ク 公園管理事務所の内部統制及び事務処理体制の再構築について（指摘事項）

公園管理事務所の財務に関する事務の執行において、前回の監査における契約事務、財産管理事務、債権管理事務に対する指摘事項が改善していないもの、減免基準の制定に対する要望事項の対応が不十分なものなど、多数見受けられた。さらに、今回指摘事項としたものについては、事務処理誤りだけでなく、事務処理の遅延や確認を怠っていたことに起因するものが複数見受けられた。

この影響は組織内に留まるものではなく、組織外にまで影響が生じている状況であり、早急に事務処理体制を立て直し、改善を図ることができない場合、取り返しのつかない重大な問題に発展しかねない危機的な状況であると考える。

公園管理事務所が所掌する事務は、都市公園の管理にとどまらず、公園整備予定地の管理のほか複数の指定管理施設や道の駅の管理など多岐に渡るものであるが、それらを考慮しても現在の事務執行状況は看過することができないものである。

今回監査における監査結果を真摯に受け止め、早急に改善・検討することはもとより、今後同様の事務処理の遅延や確認を怠ることがないよう管理職が事務処理の進行管理やチェック機能の強化を図るなど積極的に関与していき、市としての責務を果たし、市民の信頼を損なうことのないよう公園管理事務所における内部統制及び事務処理体制を早急に再構築されたい。